

第十二回宗教法学会・報告

フランスにおける教会の内部規律に対する裁判所による統制

小泉 洋一

(大阪大学大学院)

一 はじめに

本報告で取り上げる「教会の内部規律」とは、主としてカトリック教会内部での役職の任命、解任、あるいは聖職者の懲戒のような人事管理に属するものを指す。またここにいる「裁判所」は、国家機関たる裁判所のことである。国の裁判所が教会の内部規律を統制できるのか否か、また訴訟事件において教会の内部規律が問題となる場合に、裁判所はどのような態度をとるのかという点についてのフランスにおける解決策を明らかにするといふことが、本報告の課題である。

ところでフランスは、「憲法の実験場」とまで言われるぐらいに、多くの憲法体制を経た国である。政教関係においても同様であつて、フランスはさまざまな政教制度を経験した。そこで、教会の内部規律に対する国家機関による統制という点について、フランスの政教制度の推移に従つて、どのような変化があつたかを見ることは大きな意義があるであろう。しかも、フランスの政教分離の下での状況の背景を知るうえでそれは必要と考えられる。そこでまず、フランスの政教分離前での教会の内部規律に対する裁判所による統制を概観することにした

二 政教分離前

1 「権限踰越の訴」の制度

一九〇五年の政教分離以前には、フランスの政教関係は、ナポレオンのフランス政府とローマ教皇との間で締結された一八〇一年のコンコルダ（いわゆる政教条約）に始まるコンコルダ制度の下にあった。コンコルダ制度は、三宗教——カトリック教会、プロテスタント教会、ユダヤ教——の公認宗教制度をなし、この制度の下でこれらの教会は国家から多数の助成とともに規制を受けた。このコンコルダ制度において、教会の内部規律の対象になった者の申立てにもとづいて、これを国家機関が統制する制度が存在した。「権限踰越の訴」(recours pour abus)がそれである。これはカトリックが国教となっていたアンシャン・レジームの下での「権限踰越に対する上訴」(appel comme d'abus)に改変を加えながらこれを復活させたものである。¹⁾ 権限踰越に対する上訴とは、教会当局のなした行為、とりわけ教会裁判所の判決が教会法上の原則に違反する場合に、権限踰越ありとして申立人がこれを国王の裁判所に訴える一種の上訴であった。²⁾ この上訴にもとづいて、国王の裁判所は教会当局の行為が正当か否かを審査し、権限踰越ありと認める時にはこれを破毀し、さらにその行為者たる聖職者に罰金を科することもできた。³⁾ この制度の起源は古く、遅くとも一六世紀にはフランス全土で慣習として確立していたと言われる。⁴⁾ そしてこの制度の目的は、教会裁判所による世俗裁判権に対する侵害を終わらせるということ⁵⁾にあった。すなわち中世において教会裁判所が広い管轄権を持ち、世俗裁判権の領域を侵害していた状況の中で王権が確立するに

至つて、国王がその侵害を抑制する手段としたのが、この権限踰越に対する上訴の制度であつたのである。⁽⁶⁾ しながら、アンシャン・レジームの下でこの上訴の制度は、教会裁判所による世俗裁判権の侵害の抑制という本来の目的を越えて、国王の裁判所が教会当局のすべての行為を統制する手段になつていた。⁽⁷⁾

このような歴史的淵源を持つ権限踰越の訴の制度は、コンコルダ制度の下では世俗権力と教会権力とを調整する制度となつた。⁽⁸⁾ そのことは、訴の対象となつた権限踰越を構成する場合に示される。すなわち、権限踰越の訴の根拠となつた共和暦一〇年ジェルミナル一八日法の組織条項には、権限踰越の場合として、聖職者による法令違反、あるいは礼拝執行の際になした市民の名譽毀損など聖職者の権限踰越の五つの場合に並んで、公権力の権限踰越の場合も規定されていたのである。

ところで聖職者の権限踰越の場合の一つとして、「フランスにおいて承認されている教会法により確立された宗規の違反」があつた。これに関する権限踰越の訴は、教会法訴訟あるいは聖職者訴訟とも呼ばれ、⁽⁹⁾ 教会の内部規律はこの場合に関係した。そこで本報告では、権限踰越の訴のうちでこの教会法訴訟と呼ばれる場合のみを取り上げることにした。もつともここで注意しなければならないことがある。

第一に、報告で取り上げるのは、権限踰越となる場合の一つでしかないということである。以下で取扱うことは権限踰越の訴の制度の一断面でしかない。その制度の目的は、前述のように世俗権力と教会権力の相互の侵害を防ぐための両者の調整という点にあつたのであり、教会の内部規律に対する裁判統制というのは、いわば制度の副次的機能であつたということに注意する必要がある。

第二に、ここでいう「フランスにおいて承認されている教会法により確立された宗規」ということの意味である。アンシャン・レジームにおいては、フランスの教会を教皇から解放しようとする主張——いわゆるガリカニ

ズム——が優勢であったことから、教皇の立法は王権により承認されなにかぎり王国では効力を持たないとされていた。¹²そこで教会法はフランスで承認される必要があった。だが、当該規定が意味したことは、単にフランスで認められている教会法ということではなく、一般にそれは、「従来からフランスで承認された法令により、旧公法あるいは新公法においてフランスの領土に適法に公布された教会法の規定」¹³と解されていた。それは具体的には前述の共和暦一〇年ジェルミナル一八日法の組織条項において明確に承認され、法典化された教会の立法であった。¹⁴したがって、「フランスで承認されている教会法により確立された宗規」というのは、教会の内部規律の規定でありながら、国家法にもなっていたものと言えるであろう。

第三に、権限踰越の訴の手續の法的性格ということである。この手續においては、権限踰越の存否を審査したのはコンセイユ・データ——今日のフランスにおける最高行政裁判機関——であったが、共和暦一〇年法の成立の当時には、コンセイユ・データはまだ真の裁判機関にはなっていなかった。その頃、行政裁判権は国の首長に留保されると考えられ、コンセイユ・データはもっぱら諮問機関として首長に対し行政争訟の裁決案を出すことを任務とし、自ら裁判することはなかったのである(いわゆる「留保された裁判権」¹⁵)。そして権限踰越の訴の手續においては、訴の申立人——法律によれば権限踰越とされる行為に利害関係を有する者——は形式上は国の首長に対して権限踰越の申立てをなし、国の首長はその申立てに関するコンセイユ・データの報告にもとづいて自らが裁決を下すことになっていた。このように権限踰越の訴は少なくとも真の訴訟手續と言えるものではなかったのである。¹⁶

2 コンセイユ・データの審査の対象

権限踰越の訴の対象となったものは、教会の内部規律のうちで外的規律に関する聖職者の刑罰に限られた。そ

れは、とりわけ主任司祭——司教から小教区の管理を委託され、小教区教会の主管者となっている司祭——の解任、あるいは聖職停止、聖務禁止などの制裁であった⁽¹⁷⁾。それに対して、聖職者の刑罰のうちでも純粹に靈的な刑罰、例えば贖罪行為——刑罰の代わりとして教会法または上長者によつて加えられる、祈り、苦行、善行などによる罪の償い⁽¹⁸⁾——のようなものもつばら良心の裁きに属する事項であるので、これに対する訴は許されないとされた⁽¹⁹⁾。そもそも当時の学説において、信仰によつてのみ評価される純粹に宗教的事項は判決の対象とはならないとされた⁽²⁰⁾。

しかも、主任司祭の解任等の刑罰についての権限踰越の訴に対して、コンセイユ・デタは刑罰の実体面に立ち入ることなく、刑罰が教会法に適合するか、とりわけ教会法の定めた手続に従つてなされたか否かということだけを審査した⁽²¹⁾。この点は一八四〇年二月一九日のコンセイユ・デタの決定において明確である。事案は次のとおりである。ある小教区に属する助任司祭の三つのポストのうち一つを主任司祭が廃止したために、従来助任司祭であつた者が解任されることになつたが、彼は助任司祭のポストに代わるものとして提供された職を拒否し、主任司祭等に不平を訴えるようになった。しかも彼は、教会当局による度々の寛大な戒告に対しても非礼な回答をするのみならず、聖職者を中傷する多数の小冊子を公にするに至つた。そこでその教区の大司教は彼に対し聖職務禁止制裁を科したところが、彼は当該聖務禁止は理由がなく不当であると主張して、権限踰越の訴をなしたというものである。コンセイユ・デタは本件について、「聖務禁止は教会法上の利罰であり、その適用は司教の権限に属する」ということを理由に訴を斥けた。このようにコンセイユ・デタは、聖職者の刑罰の実体面を審査することまではしなかつたのである。

加えて教会法上の刑罰についての手続面での審査もかなり緩やかなものであつた。例えば、かつての教会裁判

所では聖務禁止の決定に際して被処分者に対する書面による事前の戒告をしていたにもかかわらず、ある主任司祭はそのような戒告を受けることなく、司教により聖務禁止の決定を受けたので、その戒告の不作為が教会法規に違反するということを理由に、当該主任司祭はその司教の決定について権限踰越の訴をなしたが、コンセイユ・デタは本件において、司教の決定はすべての本質的形式要件 (formalite substantielle) —— その充足なき場合には行為が無効となる要件 —— を充足した後には宣告されたと判断して、訴を斥けた。²³⁾ またコンセイユ・デタは、主任司祭の解任という司教の決定に際して、主任司祭に自己弁明の機会を与えるということも本質的形式要件とはみなかった。²⁴⁾ コンセイユ・デタは教会の内部規律の重要な手続を経てさえおれば、その内部規律上の決定を権限踰越とはしなかったのである。²⁵⁾

このようにコンセイユ・デタの審査の対象が限定され、しかもその審査が緩やかであったので、コンセイユ・デタにより権限踰越が認められた事例はわずかであった。例えば、司教が主任司祭を任命する際に、彼を任意に解任できるようにするために、彼に対して辞表の提出を求めるのは主任司祭の身分保障 —— 主任司祭は身分が保障され、裁判手続によらないかぎり解任されないということ —— の規定に違背し、権限踰越になると判断された事例²⁶⁾が見られるぐらいである。

3 権限踰越の効果

教会の内部規律上の決定が権限踰越だと判断され、最終的に権限踰越の裁決がなされてもその効果は弱かった。裁決はその決定について権限踰越と宣言するにとどまり、それを破毀することはできないと考えられた。²⁷⁾ 権限踰越の効果は、裁決により司教がより慎重になることが期待されるという道義的な影響力を持つにすぎなかったの

である。⁽⁸⁾

4 小 括

以上に簡単ではあるが、権限踰越の訴の制度の一断面を概観した。コンコルダ制度の下で、「フランスで承認されている教会法により確立された宗規の違反」という点においてではあるが、権限踰越の訴の制度によって、教会の内部規律に対する裁判機関による統制の道が開かれていた。もつともコンセイユ・デタによる教会の内部規律の統制の機能は十分なものではなかった。権限踰越の訴の手続は真の訴訟手続ではなく、しかもコンセイユ・デタの審査の対象は限定され、その審査もかなり緩やかなものであり、そして実際、権限踰越と判断された事例はわずかしかなかつたからである。しかしながら、この制度において、コンセイユ・デタが教会の内部規律上の決定についての教会法規との適合性を審査したという点は、政教分離後の変化を検討する上で重要であろう。

- (1) Adrien Dubief-Victor Gotofrey, *Traité de l'administration des cultes*, t. I, 1891, p. 357.
- (2) 野田良之『フランス法概論 上巻(有斐閣 一九七〇年)四三三頁。なお権限踰越に対する上訴の制度は、フランスとスペインで発達したと言われる(在治謙讓「國教制度を論ず」法学論叢一八卷三号(一九二七年)四五一頁)。
- (3) Adhémar Esmein, *Cours élémentaire d'histoire du droit français*, 1925, p. 636.
- (4) Anselme Barbie, *Doctrines et jurisprudence en matière d'appel comme d'abus*, 1851, p. 15.
- (5) Théophile Auguste Gabriel Ducoq, *Cours de droit administratif*, 76d., t. III, 1898, p. 449; Dubief-Gotofrey, *op. cit.*, p. 365; Barbie, *op. cit.*, p. 12.
- (6) 野田、前掲書、四三三頁。
- (7) Ducoq, *op. cit.*, p. 449; Dubief-Gotofrey, *op. cit.*, p. 365.
- (8) フランスの論者においては、「権限踰越の訴」についても「権限踰越に対する上訴」と言われることがある(Dubief-Gotofrey, *op. cit.*,

- p.357)。だが本報告では混同を避けるため両者を区別して用いている。
- (9) Dubief-Gottfrey, *op. cit.*, p.356; Jacques Lafon, Les poursuites contre les ministre du culte au XIX^esiècle, *Etudes et Documents du Conseil d'Etat*, 1978-1979, n°30, p.117.
- (10) 同法は一八〇一年のコンコルダを国内法化した法律であるが、そこには権限越越の語を含め、教会の内部規律に関する規定(組織事項)も付加されていた。
- (11) Claude Goyard, Police des cultes et Conseil d'Etat du concordat à la séparation, *Revue administrative*, 1984, n°220, p.338.
- (12) 野田、前掲書、四三七頁。
- (13) Ducrocq, *op. cit.*, p.455.
- (14) Dubief-Gottfrey, *op. cit.*, pp.392-3; Paul Ourliac, L'appel comme d'abus à l'époque de la monarchie censitaire, in *Mélanges Mgr. H. Wagnon*, 1976, pp.351-2; Jacques de Lanversin, L'appel comme d'abus dans la jurisprudence du Conseil d'Etat, *Revue administrative*, 1962, p.277.
- (15) 山口俊夫『憲法フランス法 上』(東京大学出版会、一九七八年)二四二頁。
- (16) 権限越越の語の法的性格については、フランスの論者の間でも見解が分かれていた。特別な形態の訴訟手続とする見解として、Goyard, *op. cit.*, p.340. 訴訟手続であるところを否定する見解として、Edouard Laferrière, *Traité de la juridiction administrative*, t. II, 1896, p. 84; Ducrocq, *op. cit.*, p.450; Lanversin, *op. cit.*, p.276.
- (17) Dubief-Gottfrey, *op. cit.*, p.393; Ducrocq, *op. cit.*, p.455; Lanversin, *op. cit.*, p.277; L. M. Delahaye de Cormenin, *Droit administratif*, 5^{éd.}, 1840, Appendice «Appel comme d'abus», p.7.
- (18) Cormenin, *op. cit.*, p.3
- (19) ショーン・A・ハートン編著『現代カトリック事典』(浜置五郎訳、エンジェル・書店、一九八二年)三三〇頁。
- (20) Batbie, *op. cit.*, p.88.
- (21) Ducrocq, *op. cit.*, p.455; Dubief-Gottfrey, *op. cit.*, p.394; Ourliac, *op. cit.*, p.348.
- (22) Ord. 19 février 1840, Fournier c. l'archévêque de Lyon, *Recueil des arrêts du Conseil d'Etat*, p.39.
- (23) Ord. 23 juillet 1940, Chrétien, *Rec.*, p.243.

- (24) D. 30 mai 1851, *Bégoule, Rec.*, p.851.
- (25) Ord. 27 mai 1846, *Rodes, Rec.*, p.293.
- (26) D. 6 avril 1857, *Le Min. des cultes c. l'évêque de Moulins, Rec.*, p.925.
- (27) *Dubief-Gottofrey, op. cit.*, p.471.
- (28) *Lanversin, op. cit.*, pp.489, 493.

三 政教分離後

1 序 説

フランスの政教分離は、「教会と国家との分離に関する一九〇五年二月九日法」(いわゆる政教分離法)の成立に始まる。この政教分離以後、それ以前の公認宗教というカテゴリーはなくなり、宗教は等しく私的なものとなった。その結果、国は教会への助成とともに教会への規制、介入も行なわなくなった。それにより、当然に権限踰越の訴の手續も存在しえないものとなり、⁽¹⁾ 実際政教分離法により廃止された。

しかしながら、政教分離の下でも教会の内部規律に関する紛争が国の裁判所にもちこまれることもあって、その結果、政教分離後も裁判所は教会の内部規律を統制することができるのか否かということが問題になった。この種の紛争は行政訴訟となる場合もあったが、多くは民事訴訟の形式をとって民事裁判所に提起された。そこで本報告は民事訴訟のみを取り上げ、そこでの前述の問題の解決策を見ることがにしたい。

2 教会法秩序の紛争

教会の内部規律に関わる民事訴訟の場合の一つとして、その訴訟がまさに純粹な教会法秩序の紛争である場合がある。⁽²⁾ 次のような損害賠償請求事件がその典型をなす。すなわち、司教により内部規律上の決定を受けた司教が、その決定は教会法にもとづかず不当であるという主張をし、不法行為責任に関するフランス民法典一三八二条を援用して、司教に対し損害賠償を請求するというものである。この場合裁判所は、訴訟当事者たる聖職者間の関係から相互の国家法上の権利、義務を見い出すことができない以上、結局、内部規律上の決定についての教会法との適合性という純粹な教会法秩序上の争いという宗教問題を解決することが求められるのである。

フランスにおいてこの種の事件の判例は多く、例えば次のようなものが挙げられる。

① 一九〇七年二月一三日のオーリヤック民事裁判所判決。⁽³⁾ 主任司教が、司教により不当に罷免されたと主張して、彼が被った損害の賠償を司教に対し請求したという事件において、裁判所は次のように判示した。「司教区の司教とその小教区の聖職者との間には、普通裁判所が審判することができる債務を生ぜしめるいかなる民法上の契約も存しない。教会法上の制度は司教に対し司祭の任命および罷免の絶対的な権利を与える。……教会と国家の分離の制度の下において、いかなる法律も、裁判所に対し、聖職者の内部規律に介入し、司教が自己の権限を完全に享受した状態で下した決定を統制することを許さない。」

② 一九一三年一月一五日のドラギニャン民事裁判所判決。⁽⁴⁾ 司教により主任司祭の職を突然に、しかも専横的に罷免されるとともに、ススペンシオと呼ばれる聖職停止制裁を科された司祭が、それらの処分が教会法に違反すると主張し、司教に対し損害賠償を請求した事件において、次のように判示された。「教会と国家の分離の制度の下において、いかなる法律も、裁判所に対し、司教が自己の権利を完全に享受した状態で下した司教の命令を

統制することを許していない。……したがって、自己の司教区の主任司祭に対してなした罷免、聖職停止の処分は世俗裁判所の統制および審査の対象とはならない。」

③ 一九一二年二月一三日のセーヌ民事裁判所判決。カトリック司祭に対するインプリマテールと呼ばれる出版許可の拒否ならびにミサ執行許可の取消等の処分について、それらは「世俗裁判所による統制および審査の対象とはならない」とされた。

④ 一九一二年一月二日のセーヌ民事裁判所判決。これはプロテスタントについての判例であり、事案は、プロテスタントの牧師が教会の包括団体である合同教会に対し加入願を出したが、それが拒否されたので、その拒否が不当であると主張してそれによる損害の賠償を請求したというものである。本件についても次のような判示が見られる。「一九〇五年十二月九日法による政教分離以来、裁判所は神字上の審査にかかわることにより宗教領域を侵害することはできない。その結果、教会は自治権、教会にとつて適当と思われる司祭あるいは牧師を採用する権利を持ち、しかもその権利は叙任あるいは罷免を批判し、あるいは承認するための裁判所の介入を受けないということになる。したがって、裁判所は、……合同教会が牧師の願い出た加入を彼に対し承認しなければならなかったか、あるいは拒否しなければならなかったかを審査しえないであろう。」

その他、修道士の除名処分に関する損害賠償事件の判例も多く、そこにおいても「除名権の行使は司法機関の統制を免れる」とされた。なお、聖職者が信者に対してなす内部規律上の決定に関する同様の判例は多い。

以上の政教分離後の判例から、裁判所は教会の内部規律を原則として一切統制しないことが認められる。裁判所は教会法秩序の紛争を解決するのを拒否するのである。その理由は、以上の損害賠償請求事件だけでなく他の判例をも勘案すれば、次のように言うことができるであろう。ライシテの原則においては、教会法の制定のみな

らず、それを解釈し、適用するのにもつばら教会当局の権限に属し、したがって教会の内部規律上の決定となすのは教会当局のみであつて、裁判所にはその決定を統制する資格もない、と考えられるのである。一九一一年三月一五日のポー控訴院判決がこのことを裏づける。カトリック司祭が原告となつて、市長に対し礼拝用建物の引渡しを求めた事件において、市長が原告の司祭たる地位、および小教区の区割りが不当であると抗弁したというものであるが、裁判所は次のように判示していた。「政教分離法により、国は宗教教師の任命、宗教上の地域的組織、すなわち各種の教区の創設、区割りに介入することを断念した。同法以降、カトリックの宗教教師の任命、司教区と小教区の創設および区割りは教皇あるいは司教区の権限に属する。……司法機関は司教区が宗教教師の任命に関して教会法の規定に従つたか否かを調査する権限を有しない。」

以上のような裁判所の態度は、当初は異論もないわけではなかつたが、今日では学説からも承認されている。学説においては、宗教領域⁽¹¹⁾についての裁判所の無権限の原則が指摘され、国の裁判権は教会の内部規律には及ばないと主張されるのである。⁽¹²⁾

さて、教会法秩序の紛争が損害賠償請求事件になつている場合は、教会法が国家法秩序に何らの影響を与えていない。そしてこの場合には、裁判所としては教会法を参照する必要はなく、教会法秩序の紛争の審判を控えることで足りるので、宗教領域⁽¹³⁾についての国の無権限は容易に作用しうる。だが、次に見る国家法秩序とが競合する場合⁽¹⁴⁾はそれほど容易ではない。

3 教会法秩序と国家法秩序とが競合する紛争

(1) 礼拝用建物の使用権をめぐる宗教教師間の紛争

ここで取り上げるのは、とりわけ裁判所が紛争解決するのに教会法を参照することが必要となる事件において、教会の内部規律上の決定の教会法上の効力が問題となる場合である。フランスにおいてそのような場合は、公物に属する礼拝用建物の使用権をめぐる宗教教師間の紛争において生じうる。そこで、この種の紛争について簡単に触れておかなければならない。

まず、その紛争がいかなるものであるかを理解するためには、前提となる信仰団体(association cultuelle)の制度、ならびに公物たる礼拝用建物の使用権の制度についての知識が必要である。信仰団体とは、政教分離の下で教会財産の維持、管理ならびに宗教活動のための団体として、政教分離法が創設したものである。その組織に關して政教分離法四条は、信仰団体は「各宗教の一般組織規範に準拠して形成される」と規定することによって、この点につき特に教会法を参照している。

次に公物たる礼拝用建物の使用権の制度については、まずフランスではカトリックの礼拝用建物の多くは公物に属するということを知っておく必要がある。この点はわが国とは事情を異にする。フランスにおいては、フランス革命の際の教会財産の固有化などの歴史的経過を通じて、多くのカトリックの礼拝用建物の所有権は、国、県あるいは市町村に属したのである。そして政教分離法は、この点を再確認するとともに、他方で礼拝用建物の無償使用権を前述の信仰団体に与えることにした。そのことは礼拝用建物の使用を各教会による信仰団体の結成によらしめるということを意味し、その結果、公的礼拝を続けるには信仰団体を結成することが必要となった。だが、信仰団体は小教区ごとに結成されるものとなっていたため、これはカトリックの聖職位階(エキュレシヤ)の構造に調和しないという理由などから、ローマ教皇がその結成を禁止した。そのためカトリックに関しては信仰団体が結成されず、カトリック教会堂は閉鎖の危機に直面することになった。しかし、その事態を避けようとした政府の妥協

により、一九〇七年一月二日法の成立を見た。同法は五条一項において、「信仰団体のない場合、礼拝執行の用に供せられる建物ならびに付属動産は、引き続き、宗教の実践のために、信者および宗教教師の使用に委ねられるものとする」と規定し、これにより、信仰団体を結成しなかつたカトリックの信者および宗教教師も教会堂を使用し続けることを可能ならしめたのである。

ところが、若干の小教区で聖職停止などの懲戒処分を受けた司祭や異端の宗教教師の協力を得て、司教の承認を受けることなく、カトリックの信仰団体が結成されることがあり、これによって新たな問題が生じた。一方では、信仰団体の結成に加わつた宗教教師が政教分離法により礼拝用建物を使用し、他方、司教により任命された主任司祭が一九〇七年法五条を援用して自己の使用権を主張し、建物の明渡しを求めるようになったのである。このようにして、礼拝用建物の使用権をめぐる宗教教師間の紛争が訴訟となり、その結果、どちらの司祭が一九〇七年法上の「宗教教師」であるのかという判断が裁判所に求められるようになった。

一九一〇年前後において、この種の事件について多くの判決が出された。¹⁸⁾ 裁判所は、信仰団体は「各宗教の一般組織規範に準拠して形成される」という前述の政教分離法四条の規定を重視し、しかもローマ・カトリック教会に関しては、その固有の聖職位階という点にその一般組織規範を見出し、政教分離法に従い結成されたが、聖職位階に属しなかつた信仰団体を適法なものとは見なかつた。他方で裁判所は、一九〇七年法五条の解釈について、「引き続き委ねられるものとする」という文言ならびに立法者の見解にもとづいて、礼拝用建物は従来そこで行なわれていた宗教の礼拝の用に供し続けるのが同条の趣旨であると判断し、信仰団体の結成に加わらず、あくまで高位聖職者に従つた司祭に建物の使用権を認めた。

(2) 教会の内部規律上の決定の効力が争われる紛争

以上のことをふまえて、裁判所が紛争解決するのに教会法を参照することが必要とされる事件において、教会の内部規律上の決定についての教会法上の効力が問題となる場合を見ることにする。そしてそのような場合は、前述の礼拝用建物の使用権をめぐる宗教教師間の紛争において、当該宗教教師に対する教会の内部規律上の決定の効力が争われることによつて生じた。この場合、原告たる宗教教師の請求は被告における国家法との抵触を理由としており、裁判所はこのような事件に判決を下すことが求められる¹⁹⁾。そこで裁判所は、礼拝用建物の使用権の帰属についての判断の前提問題として、教会の内部規律上の決定についての教会法上の効力という問題に接することになるが、だが裁判所はそのような決定の教会法上の効力について審査することができるとは否かということが問題になる²⁰⁾。

実はフランスにおいて、このような場合についての判例は多くない。だが、そのような判例として、一九二二年二月六日の破毀院判決²¹⁾が挙げられる。事案は次のとおりである。被告たる司祭Yは司教によりある小教区の主任司祭に任命されたが、教皇の命令に違反して信仰団体を結成したため、任命から半年後に主任司祭の職を罷免された。にもかかわらず、Yは市所有の小教区教会堂の占有を続け、その後司教により任命された後任者Xに対しても、教会堂の鍵の引渡しを拒否した。そこで、XはYに対し教会堂の鍵の引渡しを求めて訴訟を提起し、これに対しYは、司教によるYの罷免およびXの任命は教会法の規定に違反し、無効であると抗弁した。原判決は、「高位聖職者がなしたXおよびYについての処分が教会法の規定に適合するか否かを調査し、それを審査するのは当院の権限に属しない」と判示しつつ、Xの請求を認容したので、Yは破毀上告したというものである。

破毀院は本件について、次のように判示した。

「カトリックの教会堂の占有についての二人の司祭間の紛争の場合、その帰属はその活動を確保しようとする宗教の一

段組織規範、とりわけ聖職位階上の規範に従い、かつ司教と結びついた司祭に対してのみ排他的に留保されなければならない。

司教が下したYの罷免は正当であつて教会法の規定に適合するか、あるいは逆にYが申立書において主張したようにその罷免が教会法の観点で無効であるか否かを、攻撃された判決が調査するのを拒否したことを、上告理由は非難するが、それには根拠がない。高位聖職者がとつたXおよびYについての処分が教会法の規定に適合するか否かを調査し、それを審査するのは控訴院の権限に属しないと正当に判示することにより、その申立を斥けたのは適法である。」

破毀院はこのように判示して、Yに対し鍵の引渡しを命じた原判決を是認した。⁽²³⁾ 本件において裁判所は、礼拝用建物の使用権の帰属についての判断の前提問題として、司教による司祭の任免行為の効力についての審査を行なうことができるのか否かが問われたのであるが、裁判所はここでもその任免行為についての教会法との適合性の審査権を否定した。先に検討した損害賠償請求事件等における宗教領域における国の無権限の原則が、ここでも貫いていると言える。だが裁判所は、任免行為の教会法との適合性の審査を拒否したにもかかわらず、その任免行為を前提として礼拝用建物の使用権の帰属を決定した。もつとも、そのことがいかなる理由にもとづくのかという点について判決は何ら述べていない。学説においては、この点について、裁判所の統制の及ばない教会の内部規律そのものを裁判所は一つの「単なる事実」(Quint)と見なすべきものと説く。⁽²⁴⁾ 教会当局による教会法の解釈、適用の結果である内部規律上の決定について、裁判所はその効力を判断することなく、事実としてそれを確認し、適用するのみであつて、裁判所が審理すべき問題は、ある主任司祭が任命されたのか罷免されたのかという事実問題のみであり、その行為の効力の存否という問題ではない、というのである。⁽²⁵⁾ これによれば、實際上裁判所は、教会の内部規律上の決定の教会法との適合性を無制限に推定し、それを有効なものとして裁判するこ

となる。

この点につき、損害賠償請求事件ではあるが、明確な判例がある。一九〇七年二月二七日のマルマンド民事裁判所判決⁽²⁾がそれである。この事件の原告Xは主任司祭で、被告Yは聖職停止制裁(ススペンシオ)を受けていた司祭であつて、Yが聖職停止制裁を受けていたにもかかわらず、Xの小教区教会堂で葬儀を執行したところ、Xはそれにより教区民に対する宗教的権威が損われるなどの精神的損害を被つたとして、Yに対し損害賠償を訴求したというのが事案である。本件においてYは抗弁として聖務停止中であることを否定したが、裁判所は次のように判示してXの請求を認容した。

「カトリック教会の一般組織規範によれば、司教は自己の司教区のカトリック司祭に対し聖職停止制裁の決定を下す権限を有する。裁判所はその理由を審査する資格を持たず、決定が存在するということだけを確認するだけにとどまらなければならないので、その決定は、権限ある機関により破毀されなかつたかぎり、有効なものとされなければならない。したがつて、Yは正当に聖職停止の状態にあるものと見なされなければならない。」

このように裁判所が教会法秩序と国家法秩序とが競合する紛争に接した場合も、教会法秩序の紛争の場合と同様に、教会の内部規律に対し統制を及ぼさない。しかしながら、前者の場合、裁判所が教会の決定をそのまま有効なものとして受け入れるというところが見られる。そして、この観点において、政教分離制度の下にもかかわらず、国の裁判所が教会の内部規律を間接的に承認し、さらにその執行機関の役割を果す場合も生じるといえよう。⁽²⁾

(1) René-François Jahan, *Etude historique sur l'appel comme d'abus*, 1881, p.54.

(2) Louis de Nauriois, *Le droit canonique devant les juridictions étatiques*, *Revue trimestrielle du droit civil*, 1964, pp.237-238; ditto, *Le statut de l'Eglise en droit français*, p.107.

- (3) Trib. civ. Aurillac, 13 février 1907, *Revue des institutions culturelles*, 1909, p.303.
- (4) Trib. civ. Draguignan, 15 janvier 1913, G. P. 1913. 1. 389.
- (5) Trib. civ. Seine, 13 février 1912, G. P. 1912. 1. 343.
- (6) Trib. civ. Seine, 2 novembre 1912, *Revue d'organisation et de défense religieuse*, 1913, p.298 (1^{re} espèce).
- (7) Cass. req. 18 juillet 1881, D. 1881. 1. 377.
- (8) 参照 小泉洋「宗教上の紛争に対するフランスの裁判所の態度」*法大法学*一三七号（一九八六年）六七—七一頁。
- (9) それに対し、裁判所は教会組織の規定を解釈する権限を有しない。Jacques Robert, *Liberté publiques*, 3^{ed.}, 1982, p.482 ; Naurois, Le concept de laïcité dans le droit public français, *Recueil de l'académie de législation de Toulouse*, 5^e série, t. I, 1951, p.106.
- (10) Robert, *La liberté religieuse et le régime des cultes*, 1977, pp.81-82 ; Naurois, *Le droit canonique devant les juridictions étatiques*, p.239.
- (11) Pau, 15 mars 1911, *Revue des institutions culturelles*, 1911, p.159.
- (12) Paul Matter, Conclusions sous Trib. civ. Seine, 9 juin 1909, *Revue d'organisation et de défense religieuse*, pp.340-346 ; Paul Bureau, Note sous Montpellier, 25 juillet 1911. et al., D. 1914. 2. pp.33-34.
- (13) 前注のマッチネおよびヒュネーの見解は今日支持はされていない。Naurois, *op. cit.*, p.243.
- (14) Naurois, L'ordre juridique canonique devant l'Etat, *Revue de droit canonique*, 1956, p.381.
- (15) *Ibid.*, p.388.
- (16) *Ibid.*, pp.382-388.
- (17) 以下について詳しくは、大石眞「フランスの法と政治」*国学院法学*二〇巻四号（一九八三年）一〇四頁以下を参照。
- (18) 参照 小泉、前掲論文、五三—五八頁。
- (19) この場合に、裁判所が判決する権限なしとするのは裁判拒絶 (dén de justice) による。Naurois, Le concept de laïcité dans le droit public français, p.110.
- (20) Naurois, L'ordre juridique canonique devant l'Etat, p.385.
- (21) Cass. civ., 6 février 1912, S. 1913. 1. 137. note Achille Mestre.

- (22) Riom, 1 mars 1909, S. 1909. 2. 98.
- (23) 同様の判例として Paris, 13 juin 1957, D. 1957, somm. 145. 最近の礼拝用建物明渡請求事件の判例として Trib. gr. inst. Rouen, 27 octobre 1975, Jean Kerlevoe, *Qui a le droit de disposer des églises?*, 1977, p.63; Trib. gr. inst. La Roche-sur-Yon, 14 janvier 1977, *ibid.*, p.66; Paris, 13 juillet 1977, D. S. 1977, J. 458.
- (24) Mestre, Note sous Cass. civ., 6 février 1912, S. 1913. I. pp.137-138; Joseph Barthélemy, Les rapports entre l'Etat Français et l'Eglise catholique depuis la séparation, *Jahrbuch des öffentlichen Rechts*, Bd. VII, 1914, p.308; Yves Gérardy, Note sous Paris, 13 juillet 1977, D.S. 1977, J. 463; cf. Comm. reg. d'appel de la sécurité sociale de Paris, 23 août 1951, S. 1952. 2. 13.
- (25) Mestre, *op. cit.*, p.138; Barthélemy, *op. cit.*, p.309.
- (26) Trib. civ. Marmande, 27 décembre 1907, D. 1910. 2. 93.
- (27) Cf. Barthélemy, *op. cit.*, p.309; Axel Freiherr von Campenhausen, *Saat und Kirche in Frankreich*, 1962, S. 29.

四 おわりに

アンシャン・レジームにおけるカトリックの国教制度の下において、権限踰越に対する上訴の制度により、国王の裁判所が教会当局のすべての行為に対し統制を及ぼしえた。コンコルダ制度においても、権限踰越の訴の制度において、コンセイユ・デタが公認宗教の教会の内部規律上の決定についての教会法との適合性の審査を行うことにより、教会の内部規律に対し統制を及ぼした。このような政教分離前の状況と対比して、政教分離の下での状況を見る時、その大きな特徴を指摘することができるであろう。それは政教分離の下では、国の裁判所は教会の内部規律を原則として一切統制しないということである。具体的には、裁判所は教会法の解釈、適用をまったく教会当局の判断に委ね、教会の内部規律上の決定についての教会法との適合性の審査を拒否し、裁判所は

教会法秩序の紛争を解決するのを拒否するに至るのである。だが、教会法秩序と国家法秩序とが競合する紛争においては、裁判所は教会当局の決定についての教会法との適合性を無制限に推定し、それを有効なものとして判決を出すことになる。

このフランスの政教分離の下での状況は、政教分離の下で信教の自由を保障する体制における宗教団体の内部規律に対する裁判所の態度についての一つのモデルを示すと考えられる。そこで、以上に述べたフランスの裁判所の態度は、今日のわが国の問題状況を検討するうえで参考になる点もあるであろう。しかしながら、わが国とフランスとでは宗教的条件ならびに歴史的條件も大いに異なるので、両者の安易な比較は厳に慎まなければならない。そこで、本報告はフランスにおける状況の一端を客観的に示すということとどめさせていただく。

(付記) 本稿は学会報告とほぼ同じものに、注を付したものである。